

1. 団体区分別ラスパイレス指数

(ポイント)

- ① 府内市町村の給与水準は、ラスパイレス指数で見ると、府内市町村平均（職員数による加重平均）で95.8となっており、前年より、0.8ポイント上回っている。
- ② 団体区分別で見ると、市平均は前年を0.8ポイント上回り、町村平均は前年より0.9ポイント上回った。

第1表 府内市町村の団体区分別ラスパイレス指数（一般行政職）

区 分	平成22年（A）	平成21年（B）	増減（A－B）
府内市平均（京都市除く）	97.2	96.4	0.8
府内町村平均	93.7	92.8	0.9
府内市町村平均（京都市除く）	95.8	95.0	0.8
全国市平均	98.8	98.4	0.4
全国町村平均	95.1	94.6	0.5
全地方公共団体 平 均	98.8	98.5	0.3
京都府	99.3	100.0	△ 0.7
京都市	100.0	101.4	△ 1.4

(注) ラスパイレス指数は、地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたものである。

2. ラスパイレス指数の分布状況

(ポイント)

- ① ラスパイレス指数が100～105である市町村が1団体減少した。
- ② ラスパイレス指数が95未満である市町村が2団体減少した。

第2表 府内市町村（京都市除く）のラスパイレス指数の分布状況（一般行政職）

区 分	平成22年（A）	平成21年（B）	増減（A－B）
105以上	0	0	0
100～105	2	3	△ 1
95～100	14	11	3
95未満	9	11	△ 2
府内市町村計	25	25	0

3. 市町村（京都市を除く）別ラスパイレス指数の状況

（ポイント）

① 府内市町村のラスパイレス指数の高い順位は、以下のとおりである。

1) 宇治市 2) 舞鶴市 3) 長岡京市

② 府内市町村のラスパイレス指数の低い順位は、以下のとおりである。

1) 笠置町 2) 京丹波町 3) 南丹市

団体名	平成22年 (A)	平成21年 (B)	増減
			(A-B)
福知山市	97.0	97.3	△ 0.3
舞鶴市	100.8	100.8	0.0
綾部市	96.6	96.5	0.1
宇治市	101.3	101.4	△ 0.1
宮津市	91.1	91.2	△ 0.1
亀岡市	97.1	96.4	0.7
城陽市	99.1	93.7	5.4
向日市	98.9	98.4	0.5
長岡京市	99.6	98.5	1.1
八幡市	98.6	97.4	1.2
京田辺市	99.2	99.9	△ 0.7
京丹后市	93.6	90.8	2.8
南丹市	90.0	89.8	0.2
木津川市	98.4	98.0	0.4
府内市平均	97.2	96.4	0.8

団体名	平成22年 (A)	平成21年 (B)	増減
			(A-B)
大山崎町	96.4	93.3	3.1
久御山町	97.2	95.3	1.9
井手町	93.3	94.7	△ 1.4
宇治田原町	96.4	97.2	△ 0.8
笠置町	84.7	83.6	1.1
和束町	92.3	90.1	2.2
精華町	99.0	100.2	△ 1.2
南山城村	95.1	95.8	△ 0.7
京丹波町	89.9	88.9	1.0
伊根町	92.3	91.3	1.0
与謝野町	92.5	89.7	2.8
府内町村平均	93.7	92.8	0.9
府内市町村平均	95.8	95.0	0.8

4. 市町村（京都市を除く）別地域手当補正後ラスパイレス指数の状況

（ポイント）

- 府内市町村の地域手当補正後ラスパイレス指数（平成22年4月1日現在）の最高は久御山町の103.0、最低は笠置町の84.7である。

団体名	地域手当補正後ラスパイレス指数
	平成22年4月1日現在
福知山市	97.0
舞鶴市	100.8
綾部市	96.6
宇治市	101.3
宮津市	91.1
亀岡市	97.1
城陽市	99.1
向日市	101.8
長岡京市	96.9
八幡市	98.6
京田辺市	99.2
京丹後市	93.6
南丹市	90.0
木津川市	98.6
府内市平均	97.3

団体名	地域手当補正後ラスパイレス指数
	平成22年4月1日現在
大山崎町	98.3
久御山町	103.0
井手町	93.3
宇治田原町	96.4
笠置町	84.7
和束町	92.3
精華町	99.0
南山城村	95.1
京丹波町	89.9
伊根町	92.3
与謝野町	92.5
府内町村平均	94.3
府内市町村平均	95.9

参考〔ラスパイレス指数の算出方法〕

国家公務員行（一）の俸給月額を100とした場合の地方公務員一般行政職の給与水準。

職員構成を学歴別、経験年数別に区分し、地方公共団体の職員構成が国の職員構成と同一と仮定して算出するものであり、地方公共団体の仮定給料総額（地方公共団体の学歴別、経験年数別の平均給料月額に国の職員数を乗じて得た総和）を国の実俸給総額で除して得る加重平均。

【 計算例 】 （ 大 学 卒 ）

経験年数	職員数(人)		平均俸給(給料)月額(百円)		A×B (百円) D	A×C (百円) E
	国 A	国 B	対象団体 C			
1年未満	1,262	1,775	1,722		2,240,050	2,173,164
1年以上2年未満	1,298	1,817	1,805		2,358,466	2,342,890
2年以上3年未満	1,640	1,885				
3年以上5年未満	4,359	1,989	1,961		8,670,051	8,547,999
5年以上7年未満	5,038	2,154	2,163		10,851,852	10,897,194
7年以上10年未満	8,173	2,397	2,357		19,590,681	19,263,761
10年以上15年未満	13,201	2,827	2,817		37,319,227	37,187,217
15年以上20年未満	12,095	3,381	3,148		40,893,195	38,075,060
20年以上25年未満	9,392	3,871	3,580		36,356,432	33,623,360
25年以上30年未満	7,230	4,183	3,873		30,243,090	28,001,790
30年以上35年未満	4,320	4,335	4,173		18,727,200	18,027,360
35年以上	920	4,437	4,432			4,077,440
計	68,928				F 207,250,244	G 202,217,235

（ 短 大 卒 ）

1年未満	266	1,498	1,528		398,468	406,448
⋮	⋮	⋮	⋮		⋮	⋮
35年以上	824	4,301	4,143		3,544,024	3,413,832
計	15,560				H 47,076,386	I 45,919,423

（ 高 校 卒 ）

1年未満	667	1,412	1,401		941,804	934,467
⋮	⋮	⋮	⋮		⋮	⋮
35年以上	10,205	4,255	4,315		43,422,275	44,034,575
計	74,432				J 254,961,973	K 244,078,501

（ 中 学 卒 ）

1年未満	0					
⋮	⋮	⋮	⋮		⋮	⋮
35年以上	53	3,876				
計	176				L 0	M 0

※当該団体に対象職員がない場合、国もゼロとして計算する。

$$\begin{aligned}
 \text{ラスパイレス指数} &= \frac{G + I + K + M}{F + H + J + L} \times 100 \\
 &= \frac{(202,217,235) + (45,919,423) + (244,078,501) + (0)}{(207,250,244) + (47,076,386) + (254,961,973) + (0)} \times 100 \\
 &= 96.64758962 \approx 96.6 \text{ (小数点以下第2位四捨五入)}
 \end{aligned}$$

参考 【地域手当補正後ラスパイレス指数】

国家公務員と比較した地方公務員の給与水準は、前者の俸給と後者の給料との比較である「ラスパイレス指数」により把握される。

平成18年度から国の給与構造改革に伴い、給料表の引き下げとともに、客観的な支給基準に基づく地域手当が導入されたことから、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数）を参考として算出する。

【算出方法】

地域手当補正後ラスパイレス指数 =

$$\text{ラスパイレス指数} \times \frac{1 + \text{当該団体の地域手当支給率}}{1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給率}}$$

- (注) 1 実際の地域手当の支給額は、地域ごとの職員構成や異動保障の有無により異なるが、「地域手当補正後ラスパイレス指数」は地域手当の支給率のみで国と比較しているため、実際の支給額で比較した場合と算出結果が異なる。
- 2 地域手当の算出基礎に管理職手当等を含めていない（国と算出方法が異なる）団体についても、上記の計算式により国と比較している。

国においては、給与構造見直しに伴う給与水準の引き下げについて、経過措置（現給保障）を設けて段階的に実施することにしており、これと併せて、地域手当についても段階的に導入し、平成18年度から平成22年度までの5年間で制度を完成している。